資料提供

令和８年４月２８日（火）
保健医療部生活衛生課食の安全対策室
（担当者　室長補佐　大芦）
（連絡先　029-301-3424（内線）3421）

輸入農産物から基準値を超える農薬（ジフェノコナゾール、ジメトモルフ、ノバルロン、ヘキサコナゾール、メタミドホス）の検出について

令和８年４月 27 日（月）、厚生労働省から当課あてに「成田空港検疫所が行った輸入農産物の抜取り検査の結果、茨城県内の事業者が輸入したインド産野菜「生鮮ツボクサ」から、基準値を超える農薬が検出された。」との連絡がありました。

輸入者を管轄する筑西保健所長はこの連絡を受け、昨日、食品衛生法に基づき、当該輸入者に対し違反品の回収を命じました。

なお、通常の食生活において当該食品を食べても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

１　輸入者

名　　称：
住　　所：

２　違反品

品　　名：生鮮ツボクサ
輸　出　国：インド
輸 入 数 量：68kg（４kg×17 箱）
輸入年月日：令和８年４月７日（火）

３　検査結果

ジフェノコナゾール：2.25ppm 検出（基準値：0.5ppm）
ジメトモルフ　　：0.83ppm 検出（基準値：0.01ppm）
ノバルロン　　：0.72ppm 検出（基準値：0.01ppm）
ヘキサコナゾール　：0.04ppm 検出（基準値：0.01ppm）
メタミドホス　　：0.22ppm 検出（基準値：0.01ppm）

※ ppm とは、濃度や割合を示す単位で、100 万分の１を表しています。１ppm の農薬が検出されたということは、１kgの農産物中に１mgの農薬が含まれているということを意味しています。

４　販売先及び販売数

（１）販売年月日：令和８年４月８日（水）から 10 日（金）
（２）販　売　先：茨城県、群馬県、千葉県、愛知県内の食品販売店５店舗
（３）販 売 数 量：49kg

※輸入数量のうち、19kg は検疫所の検査で使用及び売れ残りのため廃棄。

県民の皆様へ

ジフェノコナゾールのADI（１日許容摂取量）は、体重１kg当たり0.0096mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.576mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮ツボクサ」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約256gを食べ続ける場合に相当します。

ジメトモルフのADI（１日許容摂取量は、体重１kg当たり0.11mgであり、体重60kgの人に換算すると、6.6mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮ツボクサ」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約7.95kgを食べ続ける場合に相当します。

ノバルロンのADI（１日許容摂取量は、体重１kg当たり0.011mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.66mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮ツボクサ」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約917gを食べ続ける場合に相当します。

ヘキサコナゾールのADI（１日許容摂取量）は、体重１kg当たり0.0047mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.282mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮ツボクサ」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約7.05kgを食べ続ける場合に相当します。

メタミドホスのADI（１日許容摂取量は、体重１kg当たり0.0006mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.036mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮ツボクサ」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約164gを食べ続ける場合に相当します。

今回検出された農薬については、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

５　県の対応等

・筑西保健所は食品衛生法第59条に基づき違反品の回収を命令しました。
・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

【　参　考　】

ジフェノコナゾールの概要

1. 名　　称：ジフェノコナゾール、Difenoconazole
2. 用　　途：農薬（殺菌剤）
3. 毒性評価：ADI　0.0096mg/kg体重/日

ジメトモルフの概要

1. 名　　称：ジメトモルフ、Dimethomorph
2. 用　　途：農薬（殺菌剤）
3. 毒性評価：ADI　0.11mg/kg体重/日

ノバルロンの概要

1. 名　　称：ノバルロン、Novaluron
2. 用　　途：農薬（殺虫剤）
3. 毒性評価：ADI　0.011mg/kg体重/日

ヘキサコナゾールの概要

1. 名　　称：ヘキサコナゾール、Hexaconazole
2. 用　　途：農薬（殺菌剤）
3. 毒性評価：ADI　0.0047mg/kg体重/日

メタミドホスの概要

1. 名　　称：メタミドホス、Methamidophos
2. 用　　途：農薬（殺虫剤）
3. 毒性評価：ADI　0.0006mg/kg 体重/日

（ADI とは体重１kg あたりの 1 日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）